

前橋地方裁判所委員会（第37回）議事概要

第1 日時 令和3年2月16日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所 前橋地方裁判所大会議室

第3 出席者（委員・五十音順，敬称略）

（委員）

相澤哲（委員長），明石智治，岩崎泰人，小淵紀久男，小磯正康，佐藤裕子，白木功，新藤慶，
田尻洋子，樋口努，水上周，渡邊和義

（庶務等）

前橋地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，
同総務課庶務係長

第4 議題

「前橋地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について」

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（明石委員，小淵委員，白木委員，田口委員，水上委員）

3 委員長代理の指名

委員長が，明石委員を委員長代理に指名した。

4 前橋地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 前橋地裁総務課課長補佐から議題について説明した。

(2) 庁舎内（法廷，執務室，調停室，正面玄関）の見学

(3) 意見交換

委員長

まず，裁判所の機能の維持と業務縮小といった感染拡大防止策との調整に関して御意見
はありますでしょうか。

委員

第1波の最初の頃は危機意識があったので，裁判所の期日延期や取消しはやむを得ない
という思いでした。ただ，一方で，身柄が取られている刑事事件では不安がありましたし，
民事事件の依頼者からの不安の声もありました。弁護士として事件処理が停滞してしまう
時期があったという印象です。ただし，解除後は期日が再開しましたので，そういった不

都合は感じておりません。

委員長

裁判所が、緊急事態時にも業務を遂行すべきか、といった点はいかがでしょう。

委員

裁判所には、緊急時にも必要な裁判手続は進めていただけると期待をしていたと思います。ただ、先ほどの説明を聞くと、現実的な形で裁判所の業務を遂行していたのだということ強く感じました。一方、私は、本年度1年間、基本的にオンラインで大学の授業を行いました。オンライン化により学習を止めない対応ができてきたと思っています。その点で、裁判所のIT化がこの機会に進んだのかなと感じています。裁判所の業務は、なかなかIT化が難しいとは思いますが、その中でもIT化を活用することでやり方を変えられることは進めていただきたいと思っています。

委員長

裁判所のIT化として、争点整理手続でのウェブ会議の利用が始まりましたが、利用が広まれば来庁する機会や人数が減っていくと思います。ただし、裁判の公開の原則から、来庁しなくてはいけない手続もありますし、多数の事件関係者や傍聴人の来庁が見込まれる事件も一定程度はあります。できる限り来庁の機会を減らして密を避けるために、新型コロナ対策として始められたものではありませんが、IT化は効果的だったと感じています。

委員（裁判所）

対応に最も悩んだのが、裁判員裁判です。裁判員裁判では、国民の方から抽選し、選ばれますと出頭する義務がありますので、裁判員選任手続では多くの方に来ていただきます。そのため、当初は期日を取り消しましたが、今は感染防止策を実施しながら行っています。それでも、極力接触は避けたいという方から辞退の申出があった場合には、比較的柔軟に裁判所が辞退を認める対応をしています。

委員長

前橋地裁での現在の感染拡大防止の取組に関して何か御感想等ありますか。

委員

私の所属する障害者施設は、非常に神経質に対策を取っており、職員の行動も制限しています。そのため、裁判所の庁舎に入ったときに検温しなくてよいのかなと思いました。また、公開の法廷に出入りする一般の来庁者の記録を残していないことが少し心配だなと思いました。

委員

全体的には裁判所のコロナ対策がしっかり行われているという印象ですが、一般の来庁者に対して検温をしないとといった対応や、住所や氏名の記載をしてもらわないといった対応は気になりました。

委員

現在、群馬県では、店舗の感染防止対策として、現地調査の上でガイドラインに基づき感染防止を適切に行っていると審査し、認められると群馬県が対策認定店舗と認定する制度を行っています。私もその審査を行っているのですが、私としては、調停室が狭いので換気に気を付けた方が良くと思いました。

委員長

御自身の所属団体での感染防止対策はどういったものでしょうか。

委員

会議や研修をウェブに切り替えたり、会議室を執務室にして密を避けたりしていました。また、人を集める研修等では必ず検温をしたり、昼食や休憩時間は濃厚接触となる危険が高いので注意したりしていました。

委員

行うことができる感染対策は何でもしなくてはいけないと思っています。私は、旅行会社ですが、ツアー参加者には、検温を行い、また1週間前からの体調や個人情報を確認させていただいています。そして、いただいたデータをしっかりと保管する義務が課せられています。

委員長

御自身の所属団体での感染防止対策として、職員の出勤態勢等はどのようにされましたか。

委員

私の所属団体では、全員が車通勤である上にテレワークに向かない業種ですので、出勤態勢は問題になりませんでした。

委員

私の大学では、緊急事態宣言後、職員や教員は基本的に在宅勤務となり、教員は自宅で授業を行いました。職員はシフト制で半分出勤、半分在宅としていました。また、学生は基本的に入構禁止とし、できる限り人が来ないようにしておりました。

委員

まずシフト制で半分出勤，半分在宅とし，その後，時差出勤を行いました。とにかく同じ部署の社員が一度に感染し，機能が止まらないように意識しました。今は，注意しながらも徐々に通常に戻しています。

委員

県外からの通勤者は在宅勤務としました。しかし，対象の人数が少ないので，業務に支障は出ませんでした。今の感染対策としては，手洗いや検温といった基本的なことを徹底するしかないと思っています。

委員長

前橋の裁判所ではリモートワークがほとんど活用されていないのですが，御自身の所属団体でのリモートワークの活用状況や工夫点を聞かせてください。

委員

基本的に会社のパソコンは持ち出し禁止なのですが，例外的にリモートワーク用に設定したパソコンを別途用意して，総務系といった限定した業務の職員に貸与するという取組を少しずつ始めました。

5 次回の開催期日について

令和3年6月28日（月）午後1時30分（予定）

※テーマは未定